

改正

平成15年3月18日水事規則第1号

平成16年3月18日水事規則第1号

平成17年6月22日水事規則第1号

平成24年6月12日規則第11号

平成28年5月25日水事規則第1号

滑川町水道事業給水規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第2条―第8条）

第3章 給水（第9条―第14条）

第4章 料金及び手数料（第15条―第21条）

第5章 管理（第22条―第25条）

第6章 貯水槽水道（第26条）

第7章 補則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、滑川町水道事業給水条例（平成10年条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第2条 条例第5条の規定による給水装置工事（以下「工事」という。）の申し込みは、給水装置新設等申込書をもって行う。

（新設等の費用負担）

第3条 条例第6条の規定によるただし書きは、次の各号の一に該当する場合とする。

- （1）町の配水管布設計画によるもので既存の給水装置の機能を補償する場合
- （2）町に寄付される給水装置の布設替、口径の拡大等によるもので既存の給水装置の機能を補

償する場合

(3) その他公益上適当と認めた場合

(工事の施行)

第4条 条例第7条第2項の規定により指定給水装置工事事業者が、工事を施行する場合は、次の各号により、申請及び届出をし、設計審査を受け、かつ、工事検査を受けなければならない。

- (1) 工事の申請は、給水装置工事申請書をもって行う。
- (2) 使用材料の届出は、給水装置使用材料届をもって行う。
- (3) 工事着工の届出は、給水装置工事着工届をもって行う。
- (4) 工事竣工の届出は、給水装置工事竣工届をもって行う。

2 条例第7条第3項の規定による利害関係人の同意書は、次の各号とし、同意書の提出ができない場合は、誓約書をもってこれに替えることができる。

- (1) 家屋所有者の承諾
- (2) 土地所有者の承諾
- (3) その他管理者が必要とするもの

3 条例第7条第4項の規定による指定給水装置工事事業者に関する事項は、滑川町指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道事業規程第2号）による。

(給水管及び給水用具の指定)

第5条 条例第8条の規定による給水管及び給水用具の指定及び工事に関する指示は、給水装置の構造・材質及び工事指示書をもって行う。

(工事費の算出方法)

第6条 条例第9条第3項の規定による工事費の算出方法は、滑川町給水装置工事積算基準による。

(工事費の予納)

第7条 条例第10条の規定による工事費の概算額が、工事の申し込み後1ヶ月を経過し、かつ、催告を発しても納入されないときは、当該受託工事の申し込みは取り消されたものとみなす。ただし、特別の理由があると認めたときはこの限りではない。

2 条例第10条のただし書の工事は、公共工事及び土地区画整理事業に伴う工事で管理者が認めたものとする。

(給水装置の変更等の工事)

第8条 条例第11条の規定によるその他特別の理由とは、次の各号に定める工事をいう。

- (1) 土地区画整理事業

- (2) 道路及び水路の拡幅並びに改修工事
- (3) 下水道事業
- (4) 電気、電話、ガス等の公共公益工事
- (5) その他管理者が認めた工事

第3章 給水

(給水契約の申込)

第9条 条例第13条の規定による給水契約の申し込みは、給水契約申込書をもって行う。

(給水装置所有者の代理人)

第10条 条例第14条の規定による代理人を置くときは、代理人設置届を提出しなければならない。

(管理人の選定)

第11条 条例第15条の規定による管理人を置くときは、管理人選定届を提出しなければならない。

(水道メーターの設置)

第12条 条例第16条第1項のただし書は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 公衆用
- (2) 消火用（私設の消火栓を除き消防貯水池の給水を含む。）
- (3) 前2号のほか、管理者が認めた場合

(水道の使用中止、変更等の届出)

第13条 条例第18条第1項及び第2項の規定による届出の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 水道の使用をやめるときは、水道使用中止願をもって行う。
- (2) 水道の用途を変更するとき、水道用途変更願をもって行う。
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき、消火栓使用願をもって行う。
- (4) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったときは、使用者変更届をもって行う。
- (5) 給水装置の所有者に変更があったときは、所有者変更届をもって行う。
- (6) 消防用として水道を使用したときは、消火栓使用届をもって行う。
- (7) 管理人又は代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったときは、管理人・代理人変更届をもって行う。

2 給水装置の所有者又は使用者が死亡した場合、管理者は、前項の届出がなくても変更することができる。

(給水装置及び水質の検査)

第14条 条例第21条の規定による給水装置及び水質の検査を請求するときは、次の各号に定める書

類を提出しなければならない。

(1) 給水装置検査請求書

(2) 水質検査請求書

2 検査の結果は、次の各号に定める書類により請求者に通知する。

(1) 給水装置検査結果通知書

(2) 水質検査結果通知書

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第15条 条例第22条の規定による者のほか、次の各号に該当する者は、料金の支払義務を負うものとする。

(1) 水道の給水契約、中止若しくは廃止の届出をしなかった者

(2) 正規の届出をしないで給水装置を使用した者

(使用水量及び用途の認定)

第16条 条例第25条の規定による使用水量及び用途の認定は、前3回検針分の使用水量及び類似の用途における使用水量、その他事実を勘案して行う。

(臨時使用の場合の概算料金前納)

第17条 条例第27条の規定による概算料金は、口径に応じた1ヶ月当たりの基本料金に臨時使用が終了するまでの月数を乗じて得た金額とする。

2 需要区分の家庭用又は共用に使用していた給水装置を臨時使用する場合は、前項の規定にかかわらず概算料金の前納を免除することができる。

(料金の徴収方法)

第18条 料金を納付した後、その料金に増減が生じたときは、その差額を追徴し又は還付する。ただし、管理者が必要と認めたときは、次の月以後で清算することができる。

(料金等の納期限)

第19条 料金、手数料、工事費及び加入金等の納期限は、その徴収方法の種類別により、次の各号に定めるところによる。

(1) 納入通知書の方法による場合は、当該通知書を発送した日から30日以内

(2) 口座振替の方法による場合は、当該通知書を発送した日から10日以内

(メーター取付料)

第20条 条例第30条の規定によるメーター取付料は、別表第1の区分の額に、消費税法（昭和63年

法律第108号) 第29条の税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)に地方税法(昭和25年法律第226号) 第72条の83の税率を乗じて得た額(以下「地方消費税額」という。)を加えた額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)による。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第21条 条例第31条の規定による料金、手数料等の軽減又は免除は、次の各号のいずれか該当する場合で管理者が認めたものとする。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) その他管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 前項第1号から3号の規定による料金、手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、水道料金等減免申請書を提出するものとする。

第5章 管理

(証明)

第22条 水道使用証明等の証明を必要とする者は、水道使用証明申請書により申請するものとする。

(給水装置の検査等)

第23条 条例第32条の規定による給水装置の管理のため、使用者の居宅又は施設に立ち入る場合は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給水の停止)

第24条 条例第34条第1項第1号の規定による給水の停止は、あらかじめ納付すべき金額を期限を定めて督促しても、なお、指定期限内に納入しないとき、予告通知書により、あらかじめ使用者に通知するものとする。

2 使用者の申し出により、特別の事情があると認めたとき、管理者は、給水の停止を猶予することができる。

(給水装置の切り離し)

第25条 条例第35条の規定によるもののほか、所有者の申し出により給水装置を廃止するときは、給水装置廃止届を提出するものとする。

第6章 貯水槽水道

(簡易占用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第26条 条例第38条第2項の規定による簡易占用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易占用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第7章 補則

(委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 滑川町水道事業給水規程（昭和46年9月30日規程第3号）は廃止する。

附 則（平成15年3月18日水事規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月18日水事規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月22日水事規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月12日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月25日水事規則第1号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

別表第1（第20条関係）

メーター取付料

メーターの口径	単位	取付料	備考
13ミリメートル	1組	9,000	最初にメーターを取りつけた後、口径の異なるメーターに取り換えたときは、その差額に2,000円を加えた額を納付しなければならない
20ミリメートル	〃	14,000	
25ミリメートル	〃	16,000	
30ミリメートル	〃	21,000	
40ミリメートル	〃	29,000	

50ミリメートル	〃	111,000	ない。ただし、小口径のメ ーターに取り換えた場合の 差額は還付しない。
70ミリメートル以上	〃	その都度定める。	